

畳類公正競争規約作成連絡会

第17回 幹事会 概要

日時：平成29年8月21日（月）13：00～17：15

場所：農林水産省生産局 第2会議室

出席：関係団体 全国い生産団体連合会1名、全日本畳事業協同組合4名、全国畳材料卸商組合連合会2名、全国い製品卸商業団体連合会1名、全国畳材商社1名、全国畳産業振興会1名、全日本ISO畳振興協議会4名、全日本JIS畳床工業協同組合2名

：オブザーバー 消費者庁、経済産業省、農林水産省

議事概要：

浅井規約検討委員長の辞任と米花連絡会副会長が規約検討委員長を兼務することが承認された後、7月13日に決定した規約（案）のスリム化、連絡会に寄せられた意見に対する回答、今後のスケジュール及び協議会予算案について議論した。主な発言内容と決定事項は以下のとおり。

○規約検討委員長の交代について

7月13日の幹事会において、全日本畳事業協同組合（以下「全日畳」という）米花理事長より、（全日畳の）浅井副理事長より辞任願いが提出されていること、浅井副理事長は本連絡会の規約検討委員会の委員長の職も退任する意向であると報告があった。その後の全日畳内における協議の結果、浅井氏の辞表を受理することとなったので、浅井氏は7月末で全日畳及び連絡会の職を退任することとなった。本連絡会の規約検討委員長は、米花連絡会副会長が兼務することとなり、当幹事会で承認された。

○規約のスリム化について

前回の幹事会及びその後の議論において、規約（案）から削除し、義務表示としないものとして「畳製作技能士の資格の有無」、畳床の「JIS 認証の有無」、「畳床規格」及び「QRコード付きタグの有無」が挙げられた。

「畳製作技能士」や「JIS 認証」の有無については、「これらの資格を持っていないものを排除することに繋がらないか」という意見が、「QRコード」の有無については、「QRコードは熊本県産の畳表に付けられるものであり、他県産の畳表を排除するように捉えられないか」といった意見が出た。

これらに対し、畳製作技能士については、「畳の業界では唯一の国家資格であり、マイスター制度を推進しているところでもある。この表示は残したい」という意見が、「畳床のJIS」については、「JISマークの有無を表示しないと粗悪品が出回る可能性はないか」といった意見が出た。

議論の結果、「畳製作技能士」及び「JIS 認証」については「有無」を書かせるのではなく、「該当する場合は記載できる」こととした。また、「QRコード」については、「製造者や産地を識別できるQRコード付きタグや印等の有無」等、表現を変えることとした。

主な意見は以下のとおり。

- ・QRコードやJISマーク等、畳に付されているものは目で見て分かるものであり、改めて表示する必要はあるのか。

- ・ 畳製作技能士の有無の表示は削除すべきではないか。「表示しなければならないもの」を決めるのが公正競争規約ではないか
- ・ QR コードは熊本県産の畳表に付けられるものである。他県産の畳表を排除するように捉えられないか。
- ・ 資格の有無等を書かせるのは踏み絵の様であり、持っていないものを排除することに繋がらないか。そうならない様にすべきである。

○規約（案）の周知について

規約（案）の周知については、総会で規約（案）が承認されてから行うこととした。想定するスケジュールについては、以下のとおり。

- ・ 意見交換会の実施（総会前）
- ・ 規約（案）の適宜修正
- ・ 規約（案）の承認（総会）
- ・ 規約（案）の小冊子を 6,000 部配布し、説明会を実施。
- ・ 説明に当たっては、説明者によって内容が異ならないよう、規約（案）の内容を説明した映像を作成し、配布。

○連絡会に寄せられた意見に対する回答

全日畳から提示された回答案について議論した。今回の議論を踏まえ、回答案を修正することとした。

○協議会の会費（案）について

協議会の会費（案）については幹事会の合意が得られたことから、合同委員会にてオブザーバーの意見を問うこととした。

○次回の会合及び今後のスケジュール（案）について

- ・ 合同委員会 : 9月7日（木）15:00～ （於 中央合同庁舎4号館）
- ・ 意見交換会 : 10月4日（水） （於 中央合同庁舎4号館）
- ・ 臨時総会 : 11月8日（水） （於 中央合同庁舎4号館）

なお、意見交換会の反応を見て、表示連絡会の開催日を決定し、平成29年度末までに規約の認定を受けるというスケジュール目標を維持することとした。

以上